こんなときはどうすればいいの





相談は本人でなく てもいいですか?

福祉サービスを利用している本人はもちろん、家族、代理人などのほか、 民生委員・児童委員や福

祉関係職員なども相談できます。



でなく 名前を言わなくても 相談できます。 プライバシーについては土分配

相談できます。プライバシーについては十分配 慮しますので、ご安心ください。

ただし匿名の場合は、事業者に対して、事情 調査をしたり、具体的な助言やあっせんをす ることが難しい場合があります。

京都府福祉サービス運営適正化委員会

電話 ファックス ホームページ 手紙 来所 のいずれでも相談できます。

委員会事務局の職員が苦情相談の受け付けを行っています。

1 075-252-2152

相談無料





075-212-2450
http://www.kyosbak

http://www.kyoshakyo.or.jp/service/

京都府社協 運営適正化

検索



〒604-0874 京都府京都市中京区竹屋町通鳥丸東入ル 京都府立総合社会福祉会館(ハートピア京都)5階 京都府社会福祉協議会内

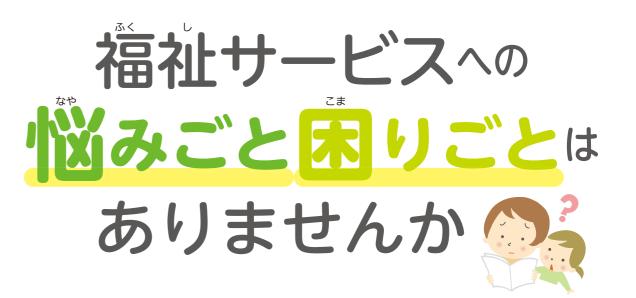


地下鉄「丸太町」駅下車 ⑤番出口 市バス、京都バス、「烏丸丸太町」下車



※なお、介護保険サービスについての苦情は、各市町村の介護保険担当窓口や国民健康保険団体連合会でも受け付けています。

京都府国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090











苦情解決のしくみ

福祉サービスに関する「苦情」の解決に向け、お手伝いします

福祉サービスを利用して、もし事前に聞いてい た内容と違ったとき、またサービス内容に疑問を もったときは、下記の3つのステップで問題を解 決するしくみがあります。

話し合い

福祉サービスを提供する事業者には、福祉 サービスの苦情解決に努めることが社会 福祉法で定められ、「苦情受付担当者」と くじょうかいけつせきにんしゃ 「苦情解決責任者」が設置されています。ま た、事業者以外の「第三者委員」を置くこと も求められていますので、利用者のみなさ んは、意見や苦情があれば、まず事業者と 話し合いましょう。

福祉サービスを利用して、 こんなことで困っていませんか?



「サービス利用中に ケガをしたし



「事業者に直接苦情が 言いにくいし



「サービス内容をきちんと 説明してくれない



「なかなか約束を 守ってくれない

京都府(京都市) など直接、行政 に苦情を申し出ることもできます

話し合いでも解決できなかった

直接苦情や意見が言いにくい

京都府福祉サービス運営適正化委員会に相談

相談手段は 電話・ファックス・ホームページ・手紙・来所

解決方法の検討



申出人の意向を確かめた上で、 必要に応じて事情調査や申出人へ の助言、申出人と事業者との話し 合いのあっせんなど、苦情内容に 応じた方法を検討します。

じじょうちょう さ



苦情内容の事実確認をする必要 がある場合、申出人と事業者の同 意を得て、委員や事務局の担当職 員が関係者への聞き取りや現地訪 問など調査を行います。

相談・助言またはあっせん



必要に応じて、申出人や事業者 への相談・助言を行います。また、 申出人と事業者との話し合いによ る解決が適当と考えられる場合 は、双方の話し合いの場を設定し ます。

全国の都道府県社会福祉協議会内に設置されており、福祉サー ビスの苦情を受け付け、相談や助言、解決のあっせんなどを行っ ています。受け付けた相談内容により、委員会に設置された「苦情 解決合議体」の弁護士や社会福祉士などの専門家が、それぞれ専 門の立場から相談や助言を行い、解決に向けた対応を検討します。



